

回 覧 令和7年3月1日（三股町）代表☎：52－1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈募 集〉	1	◆母子保健推進員を募集します ◆町学校給食会のパート職員を募集します
	2	◆令和7年度 みやざき農業実践塾生の募集について
〈お知らせ〉		◆小・中学校の入学式のお知らせ
	3	◆家庭用パソコンの宅配回収サービス料金が変わります ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
〈保健と福祉〉 (一般)	4	◆心身に重度の障がいがある人へ「タクシー等利用券」を 交付します ～町重度障害者タクシー等利用料金助成事業～
		◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します
〈相 談〉	5	◆「こころの健康相談」を実施します ◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています
	6	◆「おもちゃ病院三股」を開設します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



◆三股町の回覧が4月から月1回になります！

これまで毎月1日、15日に月2回発行してきた回覧ですが、
令和7年4月より月1回(毎月1日のみ)の発行になります。
※ただし、4月と1月は15日号のみ発行です(1日号はありません)。

◆三股町 LINE 公式アカウントの友だちを募集しています

町は、LINE 公式アカウントを運用しています。
さまざまなまちの情報をお届けしていますので、ぜひ友だち
登録をお願いします。



友だち登録は
こちら

◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町ふるさと納税
Instagram



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご
親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう
「お声掛け」をお願いします。

三股町長 木佐貫 辰生

募 集

◆母子保健推進員を募集します

お母さんと子どもが健康に生活できるよう、母子保健推進員が活動しています。
今回、任期満了に伴い、募集をおこないます。

任 期	4月1日～令和9年3月31日までの2年間
募集人数	若干名
活動内容	※地区担当制ですが、お住まいの地区が担当になるとは限りません。 ・赤ちゃんが生まれた家庭へ出生祝い品の配布(訪問) ・乳幼児健診の受診勧奨 ・母子保健事業、健診事業への協力 ・研修会への参加など
条 件	・三股町在住の人 ・子どもが好きで、活動に興味がある人
報償費	400円／1件 ※活動報告書を提出してもらい、実績の件数に応じて、年2回お支払いします。
締め切り	3月24日(月)までに電話でご連絡ください。



★お申し込み・お問い合わせは、
健康管理センター ☎:52-8481 をお願いします。

◆町学校給食会のパート職員を募集します

町学校給食会では、町立学校給食センターで働く人を募集しています。希望する人は町立学校給食センターまでお問い合わせください。



■仕事内容 =

- 調理の下処理業務：野菜を洗う、皮むきなど
- 片付け業務：食器(食器洗い機使用)・食缶、調理器具などの洗浄
- 洗濯業務：作業白衣の洗濯・乾燥
- 物資の受け取りおよび調理にかかる業務

勤務時間	月曜～金曜 午前8時15分～午後4時 (休憩:午後0時15分～1時) 月に14日以内(学校の長期休業中は休み)
休 暇	週休2日(土曜・日曜)、祝日 学校の長期休業中(春休み、夏休み、冬休み) 有給休暇 年間5日(条件あり)
募集人員	1人
給 与	時給 1,023 円 (各種手当・賞与なし)
雇用期間	契約日～令和8年3月31日(雇用保険・労災保険あり) ※契約を更新する場合があります。契約の更新は契約期間満了時の業務量・勤務成績・態度および能力により判断します。

■応募方法 =

学歴、経験、免許・資格、年齢は問いません。
町立学校給食センターまで、履歴書(市販のもの)を提出してください。

■選考方法 =

面接を行います。面接日などは、応募者に連絡します。

★お申し込み・お問い合わせは、
町学校給食会(町立学校給食センター) ☎:52-4610 をお願いします。

◆令和7年度 みやざき農業実践塾生の募集について

県立農業大学校農業総合研修センターから、令和7年度のみやざき農業実践塾生の募集の案内がありましたので、お知らせします。

■コース名

①基礎体験コース（1年間）

内 容	・受講生専用のブログを活用し農業の基礎について在宅にて学習する。 ・学習内容の理解促進のため、実践塾ほ場にて年4回程度の体験実習を行う。※参加は任意
対 象 者	・農業を将来の職業の一つとして考えているが、まだ具体化していない人。なお、家庭菜園希望者は対象外とする。※20人程度
日 程	6月から令和8年5月まで

②経営実践コース（1年間）

内 容	・農業大学校の施設などを1年間活用し、就農に必要な野菜栽培についての実践的な知識・技術を修得する。
対象者	・新たに農業経営を始める人で、研修修了後は県内で就農を目指す健康で長期間の研修を続けられる意欲と体力を有する人。 ※14人程度
期 間	7月1日から令和8年6月30日まで

■申込期間 = いずれのコースも3月3日(月)～ 5月16日(金)まで

■研 修 費 = 基礎体験コース 2,000 円／年
経営実践コース 4万 8,000 円（4,000 円／月）

※募集要項など詳細については、下記にお問い合わせください。

★お問い合わせは、県立農業大学校農業総合研修センター

☎:0983-23-7447 ファクス:0983-21-1744または、
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口) ☎:52-9086 をお願いします。



お知らせ

◆小・中学校の入学式のお知らせ

令和7年度の町立小・中学校の入学式は次のとおりです。

区 分	入学式期日	入学予定者の生年月日
小学校	4月10日(木)	平成30年4月2日生まれ ～ 平成31年4月1日生まれ
中学校	4月9日(水)	平成24年4月2日生まれ ～ 平成25年4月1日生まれ

なお、入学通知書は2月上旬までに対象家庭に郵送していますが、次の場合は町教育委員会までご連絡ください。

- ①3月上旬になっても入学通知書が届かない場合
- ②町外への転出予定の場合
- ③町内転居予定で指定学校に変更がある場合
- ④国公立または私立小・中学校に入学予定の場合



※入学通知書は入学式当日に必要なので、紛失しないよう注意してください。
紛失した場合、町教育委員会までご連絡ください。

★お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 学校教育係(町中央公民館内)
☎:52-9314(直通)をお願いします。



◆家庭用パソコンの宅配回収サービス料金が変わります

町では、小型家電リサイクル法の認定事業者 リネットジャパンリサイクル(株)と協定を結び、宅配便を利用したパソコンの回収サービスを行っています。

4月1日申し込み分から料金が改定されますのでお知らせします。

項目		現行価格(税込)	新価格(税込) 4月1日以降
回収料金	パソコンを含む場合	1箱目 無料 ※2箱目以降は 1,760 円/箱	1箱目 無料 ※2箱目以降は 1,848 円/箱
	パソコンを含まない場合	1,760 円/箱	1,848 円/箱
オプションサービス料金	消去証明書の郵送	550円/台	581円/台
	CRTモニター回収・処分料	3,300 円/台	4,268 円/台
	ダンボール事前配送サービス	493円/箱	548円/箱



★お問い合わせは、
リネットジャパンリサイクル(株) ☎:0570-085-800または、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)☎:52-9082にお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容＝

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、町コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者＝

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容＝

町コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します(120回分)。

■申請方法＝

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

町コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)
をお願いします。

◆心身に重度の障がいがある人へ「タクシー等利用券」を交付します ～町重度障害者タクシー等利用料金助成事業～

町では、心身に重度の障がいがある人に、「タクシー等利用券」を交付します。助成対象は初乗り運賃のみとなります。申請月から令和8年3月31日まで、1カ月当たり2枚の割合で最大24枚の利用券を交付します。

該当となる人は、はんこと各障害者手帳を持って、下記受付開始日以降に、町役場の福祉課 社会福祉係で申請してください。

- 対象者＝・身体障害者：身体障害者手帳1級の交付を受けている人
※視覚障害者は、手帳等級2級以上の人
・知的障害者：療育手帳Aの交付を受けている人
・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

■利用できる期間＝4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

■申請受付開始日＝3月24日（月）から

■準備するもの＝①はんこ（認め印可）②各障害者手帳

《重度障害者タクシー等利用券が使用できるタクシー会社一覧》



会社名	電話番号	会社名	電話番号
KC タクシー	27-1100	介護タクシーみずほ	25-0504
銀星タクシー	38-1300	霧島敬愛	77-3100
おくつタクシー	23-8800	あすなろ	090-7447-7314
中央タクシー	23-1230	介護福祉タクシー夢野	80-6376
富士タクシー	22-2378	福祉タクシー ますやま	38-5024 090-2858-4786
宮交タクシー	22-1010	福祉タクシー はまゆう	090-8830-8152
福祉タクシー アルプス	76-2671	福祉タクシー ライフケア あまいろ	080-1352-3504
福祉タクシー みやこんじょ	090-3607-5293	福祉タクシー もみか	080-6415-9432
ライフケアタクシー 心晴～ココハレ～	090-8297-7782		

★お問い合わせは、福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9061（直通）をお願いします。

◆「休日（土曜日）無料公証相談」を実施します

都城公証人役場では、毎月第4土曜日に無料相談所を開設しています。

※3月および5月については、第3土曜日の開設となります。

相談は無料です。秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

期 日	3月15日（土）、4月26日（土）、5月17日（土）
時 間	午前9時 ～ 午後5時
場 所	都城公証人役場（都城市前田町15街区10の1号）
相談内容	遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・死後事務委任契約・金銭貸借契約・離婚給付契約などの公正証書作成に関する相談
相談員	公証人役場公証人

※事前予約が必要です。



★予約・お問い合わせは、

都城公証人役場 ☎：22-1804 をお願いします。

◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」、「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	3月21日(金)
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所（都城市上川東3-14-3）
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思われる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。
相談内容	(1)ひきこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなどに関すること (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関すること (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関すること
相談体制	予約制 ※1日の相談枠は3枠まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課
☎:23-4504 ファクス:23-0551
をお願いします。



◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜日に「成年後見制度の概要や利用方法」に関する相談を受け付けています(祝日の場合は、翌日に実施します)。
また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 = 3月27日(木)

■時 間 = 午後1時～4時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■申し込み方法 = 相談は予約制です。
人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接申し込んでください。
なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、ほかの相談窓口の紹介も行っています。

「成年後見制度」とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結や、遺産分割の協議などをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	3月15日(土) 毎月第3土曜日
時 間	開 院：午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します。 (※一部、材料費などが掛かることがあります。) ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。



使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。

使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



★お問い合わせは、
代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 =
毎週月曜・水曜・金曜
※祝日は除く

■時 間 =
午前9時～午後5時

■場 所 =
町総合福祉センター「元気の杜」



★お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。